

## 4. 検査整備保安関係

### (1) 検査業務の取り組み

#### ① 検査業務の概況

自動車の審査を行う検査場は、新潟支局が4コース、長岡事務所が3コース(二輪車専用コース含む)で実施しており、出張検査については新潟支局が村上市及び佐渡市への2地区、また、長岡事務所が上越市の1地区において実施しています。

県内における検査業務量については、令和4年度の新規検査件数(型式指定車を含む)が約1,391件減少し59,436件で、対前年比97.7%となっており、継続検査件数については、およそ8,804件増加し458,681件で、対前年比101.9%となっています。

令和4年度のユーザー車検の受検件数は、17,978件で全検査件数(新規検査の型式指定車を除く)の13.1%を占めています。

#### ② 検査業務に関する施策

##### (i) 街頭検査の実施



街頭検査の様子

整備不良車両や不正改造車両を排除するため、関係機関や関係団体と連携・協力し、街頭での車両検査を実施しています。

令和4年度は、街頭検査を48回実施し、4,642台の自動車について検査を行い、整備命令書を20件交付しました。



深夜街頭検査による不正改造車の排除の様子

## (ii) 職権打刻

車台番号や原動機型式の刻印が腐食等により識別が困難になった場合や事故等によりフレーム等の交換が必要となった場合については、塗まつ許可申請等により職権による打刻を実施しています。



腐食し識別困難となった車台番号



職権打刻プレートによる表示方法

特に、冬期の道路に散布された融雪剤の付着により、車台番号や原動機型式の打刻部分が腐食することが多く、これらの識別が困難になる自動車が増加しております。

このため令和元年度は212件、令和2年度は182件、令和3年度は177件、令和4年度は190件の職権打刻を実施しています。

なお、増加した打刻件数に対応するために平成21年7月からは、主に職権打刻プレートを貼付する方法で職権打刻を実施しています。

## (iii) 保安基準緩和

分割して運搬することができない長大物品を輸送する基準外の大型トレーラや効率的な除雪の為に幅の広いスノープラウを使用する自動車など使用の様子が特殊な自動車を使用するための申請の受付及びヒアリングを実施して、道路運送車両の保安基準の緩和認定に必要な審査を行っています。

令和4年度は、165件が北陸信越運輸局長により緩和認定されました。



除雪をするために認定を受けた基準緩和車両

## (2) 自動車整備事業の取り組み

### ① 自動車整備事業の概況

自動車の特定整備事業者は、自動車の特定整備を行ったときは特定整備に係る部分が、保安基準に適合するようしなければならない重大な責務を負っています。このため、自動車の特定整備を行う場合、地方運輸局長の認証等を取得しなければならないという制度が設けられています。



(i) 認証工場(自動車特定整備事業)

自動車の特定整備を事業として行うため、国の定める基準に適合した設備及び従業員を有する整備工場を「認証工場」と言い、事業場には黄色若しくは緑色の看板を掲げています。

新潟県内の認証工場数は、令和5年3月末現在で2,087工場となっています。



(ii) 認定工場(優良自動車整備事業)

整備技術の向上及び整備施設の充実を図るため、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、一定の要件を満たした優良な整備工場を「認定工場」と言い、事業場には白色の看板を掲げています。

新潟県内の認定工場数は、令和5年3月末現在で自動車整備17工場、車体整備29工場、電装整備7工場、そして、タイヤ整備2工場となっています。



(iii) 指定工場(指定自動車整備事業)

認証工場のうち、設備、技術及び管理組織について一定の要件を満たした優良な事業者であって、検査設備を有し、かつ自動車検査員を選任している整備工場を「指定工場」と言い、事業場には認証看板と合わせて青色の看板を掲げています。

指定工場は、「民間車検場」とも言われており、点検・整備及び検査が行われ、保安基準適合証が交付された場合は、国に現車の提示を行わなくとも自動車検査証の有効期間の更新を受けることができることとなっています。

新潟県内の指定工場数は、令和5年3月末現在、609工場で全認証工場に占める割合は29.2%となっています。



②点検整備等の推進に関する施策

(i) 自動車点検整備推進運動等

自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故(不正改造を含む)防止や環境保全(不正軽油使用防止・ディーゼル黒煙等排気ガス対策等)を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。



このことから、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうため、強化月間中に周知活動を始め、自動車の無料点検コーナー等を設置した「自動車ふれあい相談所」の開設等、自動車の点検整備を推進するための取り組みを実施しています。



「自動車ふれあい相談所」の実施風景



各種運動の周知活動

## (ii) 自動車整備士の技能検定

地方運輸局長の認証が必要とされる自動車分解整備事業場にあつては、一定数以上の自動車整備士が従事していることが必要とされ、自動車整備要員の社会的地位と技能の向上を図るため、自動車整備士技能検定を行い、社会に自動車整備士を送り出しています。

自動車整備士の種類は1級小型自動車整備士など14種類あり、資格を取得するには、それぞれの学科試験と実技試験に合格、若しくは国土交通大臣が指定した養成施設を修了又は登録試験機関が実施する登録試験に合格して試験免除を受け取得する方法があります。

令和4年度の新潟県内における自動車整備士合格者数は516名でした。

### (3)保安業務の取り組み

#### ①重大事故発生状況

令和4年の新潟県内における事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数71件（前年比1件増）、死者数5名（前年比3件減）、負傷者数44名（前年比±0）となっており、件数はやや減少しましたが、負傷者が大幅に増加し、死者数は増加しました。

また、事故種類別発生状況では、衝突事故が10件（全体の約14%）、死傷事故が6件（全体の約8%）となっており、死者の5名すべてがこれらの事故によるものとなっています。件数の割合では車両故障が35件と最も多く、全体の約49%となっています。その他、転覆事故が4件、転落事故が3件、車内事故が3件、健康起因が2件、火災事故が4件、交通傷害が1件、飲酒等が2件発生しています。



車両火災事故

#### ②安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策



安全運行一斉点検

平成28年1月15日未明、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、乗員乗客41人を乗せた貸切バスが、対向車線を越えて道路右側に転落し、乗客13名、乗員2名の計15名が死亡、

乗客26名が重軽傷を負うという重大事故が発生しました。

国土交通省では、このような悲惨な事故を二度と起こさぬよう、徹底的な再発防止策について検討するため、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、平成28年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめました。

この対策に基づき、貸切バス事業に関する各種制度の改正を行い、運行管理体制の強化、貸切バス事業者の許可更新制度の導入による事業参入後の安全確保のチェック機能の強化などソフト面の強化、衝突被害軽減ブレーキ、ドライブレコーダー装着義務付けなどハード面の強化の基準改正を行い、これらの周知、徹底を図っているところです。

### ③事故防止に関する施策

飲酒運転による事故や有責の重大事故を起こした自動車運送事業者に対しては監査を実施し、運転者に対する過労防止措置違反等の安全性の確保に係わる法令違反が確認された場合には、車両の使用停止等の厳正な行政処分を行い、事故の再発防止に努めているところです。

また、事業用自動車の事故発生状況が、家用自動車のものとは比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いという状況を鑑みて、国土交通省及び関係業界において、平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、平成29年6月30日に当該プランに代わり新たな「事業用自動車総合安全プラン2020」がまとめられ、さらに令和3年3月30日には新たな「事業用自動車総合安全プラン2025」がまとめられました。



事業用自動車事故防止対策会議

この施策の一環として新潟県では、輸送の安全確保を図るための運行管理機能の充実と、事故の根絶を図るため、「事業用自動車事故防止対策会議」を開催し、各関係業界における事故防止対策の前年度の総括と新年度計画を確認し、目標達成に向けた取り組みを行っています。

### ④運行管理者及び整備管理者

自動車運送事業者は、一定台数以上の事業用自動車を保有する営業所には、その営業所ごとに運行管理者の選任が義務づけられており、乗務員に対する指導監督や点呼の実施等、事故防止に係る業務を担わせています。選任されている運行管理者には、定期的な講習（「運行管理者一般講習」又は「運行管理者基礎講習」）の受講が、また、第1当事者となる死傷事故等を惹起した営業所又は、監査結果により行政処分を受けた営業所の運行管理者に対しては運行管理者特別講習の受講が法令で義務づけられています。

また、大型バスや一定台数以上の事業用自動車の使用の本拠の位置ごとには、専門知識を有した整備管理者の選任が義務づけられており、使用者に代わっての自動車の点検・整備等に関する業務の実施や車庫の管理といった業務を担わせています。

整備管理者に新たに選任されようとする者に対しては「整備管理者選任前研修」を、既に選任されている者に対しては「整備管理者選任後研修」を実



整備管理者選任後研修

施し、整備管理の確実な実施とスキルアップ、コンプライアンスの徹底に努めていただくよう研修を計画し開催しています。